

(別紙 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

紫波町

第 1 促進計画の区域

別紙 2 の地図に記載のとおりとする。

第 2 促進計画の目標

1 西部地域

(1) 現況

本地域は、山王海ダムをはじめとした豊富な水資源を持ち、奥羽山脈の扇状地としての平坦な地形を活かし、稲作経営が盛んに行われている。水稻を基幹作目とし、もち米の安定的生産、種子生産団地の育成、ひとめぼれを中心とした良質米生産に取り組んでいる。

地域内の西部に位置する中山間地においては、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 中央部地域

(1) 現況

本地域は、山王海ダムをはじめとした豊富な水資源を持ち、奥羽山脈の扇状地としての平坦な地形を活かし、稲作経営が盛んに行われている。水稻を基幹作目とし、団地化されたもち米の維持発展、もち種子生産団地の育成に取り組んでいる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 東部平坦地域

(1) 現況

本地域は、北上川流域沿いに位置する平坦な地形を活かし、稲作経営が盛んに行われている。水稻を基幹作目とし、ひとめぼれを中心に良質米の生産に取り組んでいるほか、基盤整備事業完了地区においては小麦、大豆などの転作作目の生産も進んでいる。

地域内の一部中山間地においては、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 東部準平坦地域

(1) 現況

本地域は、北上高地に属する山間丘陵地となっており、りんご、ぶどうなどの果樹生産、水稲・野菜生産が行われている。

地域内の一部が特定農山村地域に指定されるなど、平坦地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西部地域	農振区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	中央部地域	農振区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	東部平坦地域	農振区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
④	東部準平坦地域	農振区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

第5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満

たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- ・特定農山村法及び山村振興法指定地域・・・旧佐比内村、旧赤沢村
- ・知事が指定する自然的、経済的、社会的条件が不利な地域（急傾斜農地及び自然条件により小区画、不整形な田に限る。）・・・旧水分村、旧志和村、旧彦部村、旧長岡村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）のうち、標高が高く（概ね500m）水稻の生産性が他の地域と比べて著しく悪い田・・・赤沢地区峠地域

(エ) 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域においては、急傾斜農用地及び小区画・不整形な田、緩傾斜農用地及び高齢化率（40%以上）・耕作放棄率（田8%以上、畑15%以上）の高い農地。

2 集落協定の共通事項

(1) 集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の特例

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(2) 「農業生産条件の強化」の対象工種

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第7の1の(3)のオの表中の「③農業生産条件の強化」の対象工種を、次のとおり定める。

工種	作業内容
ほ場整備	<区画整理> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壌改良材の投入 <暗渠排水> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装
その他	紫波町長が必要と認めるもの

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、以下の条件のいずれかを満たすものである。

- (1) 年間農業従事日数が150日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- (2) 経営規模が概ね4.0ha以上の経営体
- (3) 紫波町水田農業ビジョンにおいて担い手に位置付けられた者

4 その他必要な事項

特になし。

